



狛江市男女共同参画推進計画

～誰もが自分らしい生き方を選択できる
男女共同参画社会を目指して～

平成 30 年度推進状況報告書

令和元年 11 月

狛江市



はじめに

狛江市では、平成 27 年 3 月に「～誰もが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会をめざして～ 狛江市男女共同参画推進計画」（計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度まで）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の推進に取り組んできました。

本推進状況報告書は、男女共同参画関連施策を担当する課で構成される男女共同参画推進計画庁内推進本部・庁内推進会議において、計画に掲載されているすべての事業（全 103 事業）について、平成 30 年度の推進状況を調査し、評価したものです。

この評価結果を活かし、狛江市のさらなる男女共同参画社会の実現に寄与していくことをめざします。

目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画について	1
2. 平成 30 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査の実施	3
3. 平成 30 年度の総括	3
4. 評価の推移	4
平成 30 年度推進状況報告	
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	7
基本目標 2 人権が尊重される社会の形成	17
狛江市配偶者暴力対策基本計画	25
基本目標 3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり	31
基本目標 4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進	35
基本目標 5 子育て・介護を支える環境の充実	41
基本目標 6 男女共同参画推進のための体制の強化	55
<資料編>	60

1. 狛江市男女共同参画推進計画について

○基本理念

～誰もが自分らしい生き方を選択できる

男女共同参画社会を目指して～

男女共同参画社会は、すべての市民一人ひとりの人権尊重を基盤としています。誰もが、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

○基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。

- 基本目標1 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 人権が尊重される社会の形成
- 基本目標3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり
- 基本目標4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標5 子育て・介護を支える環境の充実
- 基本目標6 男女共同参画推進のための体制の強化

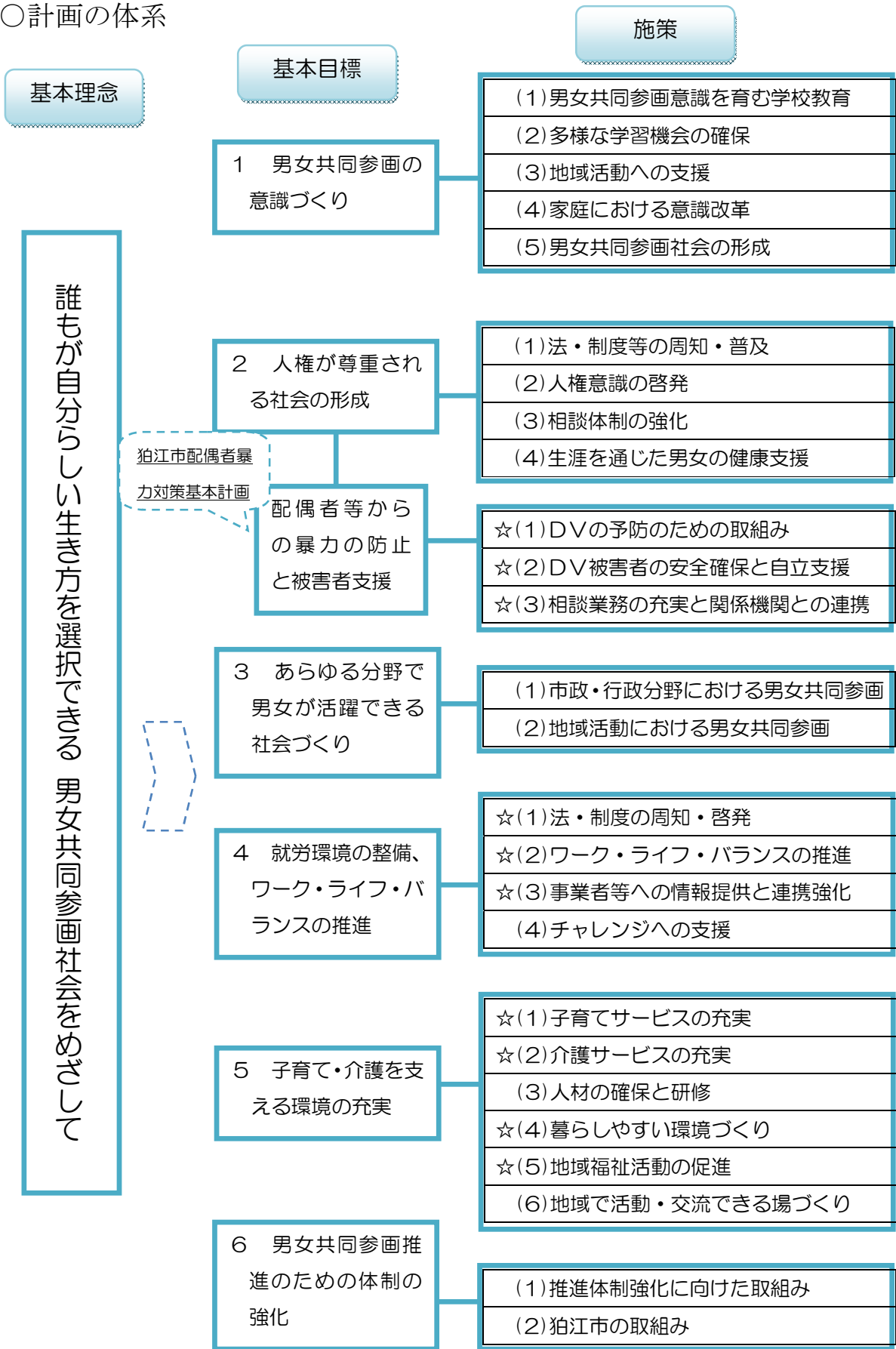
○重点テーマ

本計画では、狛江市における男女共同参画の現状等をふまえ、特に力を入れるべき3つの重点テーマを定め、男女共同参画社会の実現をめざします。

各基本目標に基づく施策、事業を進めていくうえで、次に掲げるテーマに深く関わる部分について、重点事業として取り組んでいくこととします。

暴力の根絶に向けた取組み
ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み
子育て・介護への支援の取組み

○計画の体系



☆は、重点テーマに該当する施策

2. 平成 30 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査の実施

対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

対象事業：狛江市男女共同参画推進計画に掲載されているすべての事業（全 103 事業）

「狛江市男女共同参画推進計画」の推進のため、担当課において計画に掲載されている事業についての推進状況調査を実施しました。

各事業の実績や評価の詳細については、7 ページ以降に掲載しています。全体的な結果としては、下表の通りとなりました。

基本目標ごとに総括を記載しており、平成 31 年度からの計画推進の指針としていきます。

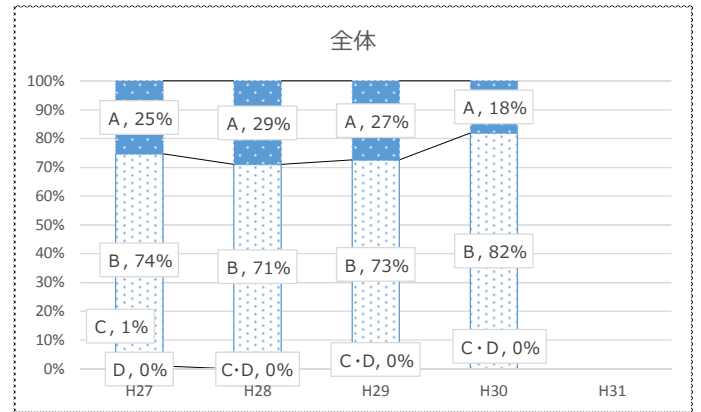
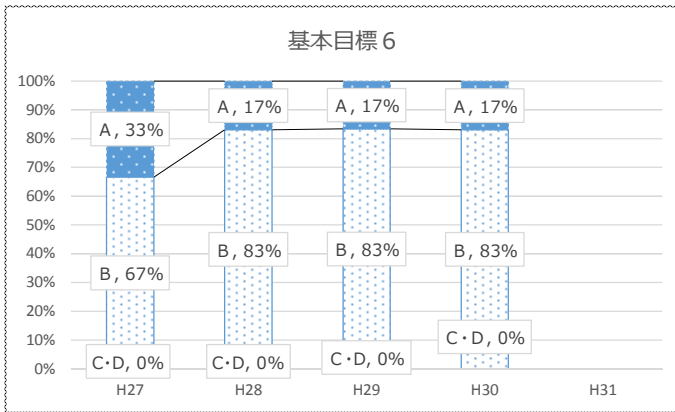
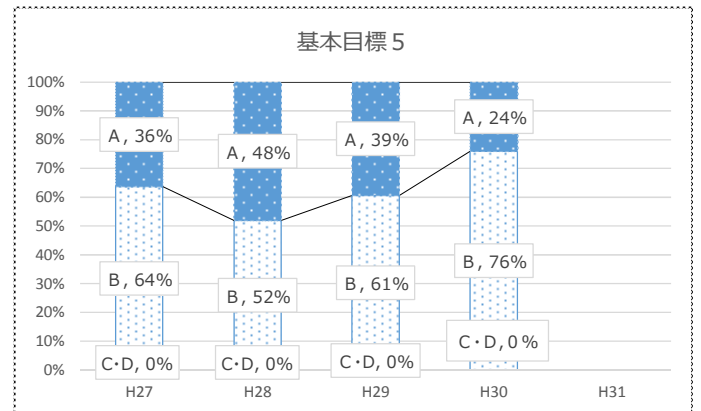
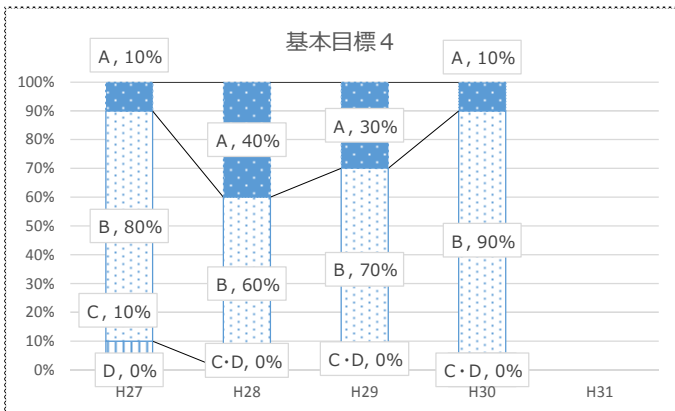
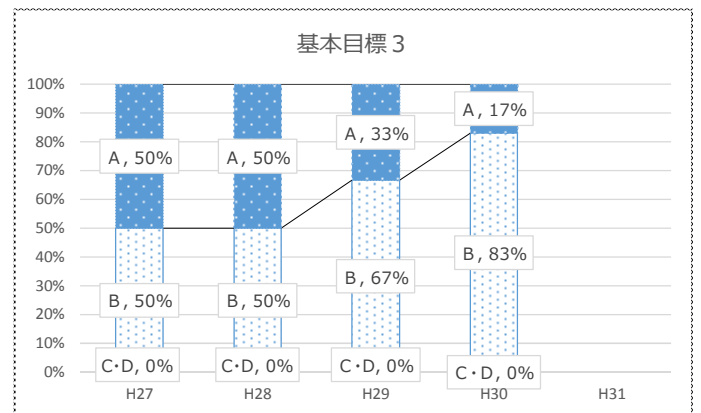
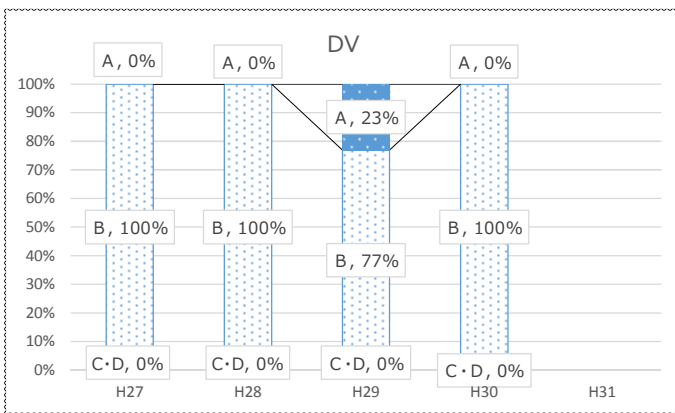
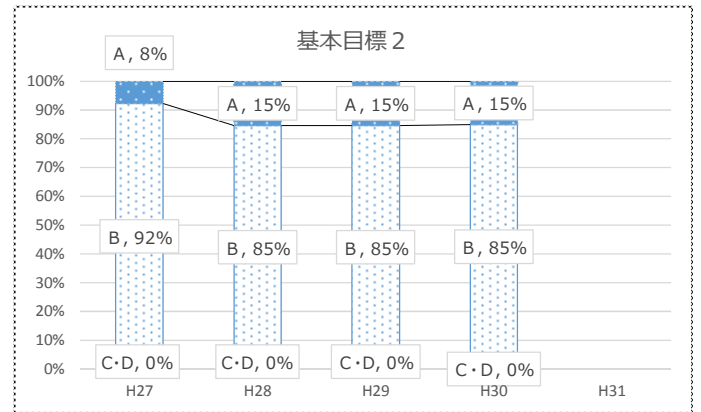
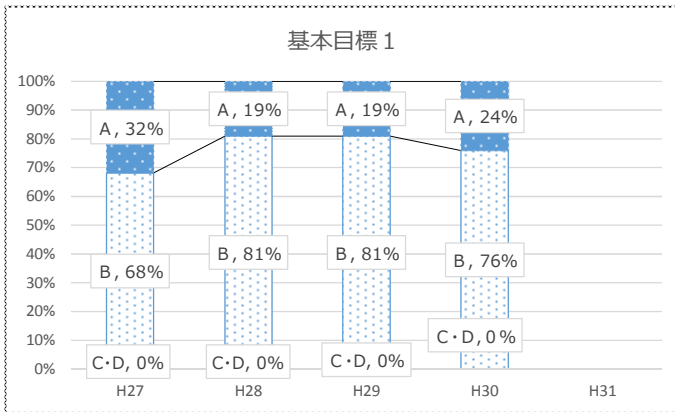
評価	全体
A（進んだ）	18（18%）
B（現状維持）	84（82%）
C（あまり進んでいない）	0（0%）
D（まったく進んでいない）	0（0%）
－（評価なし）	1
計	103

※原則として平成 29 年度における事業実績と比較して評価しています。1 事業については、評価対象年度でないため「－（評価なし）」としました。

3. 平成 30 年度の総括

全 103 事業のうち 18%が A 評価となり前年度の 27%より低くなっていますが、82%が前年度から継続した実績が得られたとの B 評価となっており、全体的に男女共同参画推進事業は安定して実施していることが分かります。今年度は本計画期間の最終年度となっていることから、現状を維持しつつも、各基本目標の実現に向けて、男女共同参画の視点に立った実施方法を検討し、男女共同参画の理解促進へと繋がるよう進捗させることが必要です。

4. 評価の推移



平成 30 年度推進状況報告

基本目標 1	男女共同参画の意識づくり	7
基本目標 2	人権が尊重される社会の形成	17
	狛江市配偶者暴力対策基本計画	25
基本目標 3	あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり	31
基本目標 4	就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進	35
基本目標 5	子育て・介護を支える環境の充実	41
基本目標 6	男女共同参画推進のための体制の強化	55

※ 推進状況報告については、左ページに計画及び担当課を、右ページにそれに対する評価・実績を掲載しております。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女共同参画社会の実現を促進するための基礎となります。家庭・地域・職場・教育・行政において、男女共同参画社会を構築します。

【施策】

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女共同参画意識を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における男女共同参画の視点に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
1	男女平等に関する人権教育	人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
2	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない生き方を考えさせる指導を実施	指導室
3	教職員研修における男女共同参画の充実	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室

<基本目標1の各課事業の評価集計>

A 進んだ	5
B 現状維持	16
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
— 評価なし	1
計	22

<総括>

- ・市立学校における男女平等教育については、生徒及び教員への指導が計画的に実施されている。また、必要に応じて、指導計画の見直し、指導内容の整理も行われており、継続的な教育、研修が必要である。
- ・意識啓発においては、家庭における男女共同参画をテーマにした講演会や、新規に父親向けの子育て講座を実施する等、幅広い層へのアプローチを行っている。
- ・各種情報誌等や新たに図書に関する資料を作成する等、男女共同参画に関する資料等は作成しているが、これらの情報等が市民の手元に届くよう工夫が必要である。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
市立学校において年間指導計画を見直し、各教科・領域、また平素の学校生活において、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される指導を推進するとともに学んだことを実践的行動と結びつける指導を実施した。	B	教育課程及び人権教育の年間指導計画に基づき、計画的に実施しているため
キャリア教育の充実を目指して、小学校においては新学習指導要領の小学校特別活動において新設されたキャリア教育に係る指導内容について、教育課程説明会、相談時において学校に指導し、年間指導計画への位置付けを明確にした。また、中学校においては、進路指導主任会を年3回実施し、生徒の個性と能力を伸ばすとともに、生徒が能力・適性を生かした進路を選択することができるよう指導・助言した。	A	特別活動におけるキャリア教育の位置付けを明確にしたため
各年次研修等で人権教育に関する研修を実施するとともに、例年、人権教育推進委員会において開催している人権教育関連施設へのフィールドワークを、初任者研修と合同で実施した。また、「人権教育推進の啓発資料」を作成し、市内各小・中学校等に配布して人権教育の更なる推進を図った。	B	前年度事業の継続のため

(2) 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女共同参画に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実等、学習しやすい環境整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
4	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
5	男女共同参画に関する市民活動等に関する資料整備と情報提供	冊子・チラシ等の配置、活動記録の作成、資料の整備	政策室 公民館
6	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	パンフレット、小冊子等の制作、配布	政策室
7	社会教育事業の充実（多様なニーズに対応した講座等の実施）	多種多様な市民ニーズに対応する学習の機会提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
8	男女共同参画関連図書の実践と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>「家庭における男女共同参画」をテーマに、講師を招き講演会（参加者 130 名）を行い、30～40 代を中心に各年代の方に参加いただいた。（政策室）</p> <p>女性セミナーとして「親子でリトミック」を全 3 回（参加者延べ 54 名）、「子育てについて考える」を全 11 回（参加者延べ 103 名）開催した。（公民館）</p>	A	前年度と同程度の事業実施に加え、講演会については、幅広い年代の方に参加してもらえたため
<p>国、都や他自治体等の男女共同参画に関する冊子や講演会等のチラシを、庁舎 2 階男女共同参画コーナーや庁内掲示板を利用し配布した。（政策室）</p> <p>公民館で行う男女共同参画に関する事業について、市の広報にて参加者を募集した。また、実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。（公民館）</p>	B	前年度と同程度の事業内容のため
<p>男女共同参画推進委員会だよりを作成し、都内自治体や市内団体、公共施設等に配布した。また、狛江高校 3 年生に対するアンケート調査の結果に基づいた啓発ポスターを作成し、狛江高校へ掲示した。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>女性セミナーとして「親子でリトミック」を全 3 回、「子育てについて考える」を全 11 回開催した（参加者数は No.4 と同じ）。また、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」を全 68 回（延べ 562 名）開催した。（公民館）</p>	B	前年度と同程度の事業内容のため
<p>男女共同参画関連図書を集集し、資料の充実を図った。また、男女共同参画週間にあわせて関連図書の集中展示を行い、作成した図書目録を閲覧用に設置した。さらに、資料紹介リーフレットを作成し配布した。</p>	A	例年の資料展示・目録作成に加え、資料紹介リーフレットを新たに作成・配布したため

(3) 地域活動への支援

性別や年齢に関わらず誰もが地域で様々な活動に参加できる環境を支援します。イベントを通して男女共同参画意識を育み、地域活動の活性化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
9	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会への助成・支援、町会・自治会へのコミュニティ活動への助成と取組みの支援、情報提供	地域活性課
10	地域活動やボランティア等の広報・情報提供	公民館だよりの発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供	公民館
11	市民の交流・ネットワーク化の推進	市民活動支援センターでの市民団体のネットワークづくりの支援	政策室
12	社会教育活動への支援	社会教育関係団体に対し施設等の使用料の減免や後援名義の使用承認等により支援	社会教育課
13	国際交流の促進と在住外国人への支援 (新規)	国際交流が推進する事業実施と在住外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	政策室

(4) 家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、男女共同参画に関する普及啓発、情報提供を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
14	家庭における男女平等教育の推進	啓発紙や情報冊子等を活用し、周知啓発	政策室

平成 30 年度実績	評価	評価理由
地域センター運営協議会へ助成金を支出することで、活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。地域センター運営協議会において、引続き男の料理教室等男女平等意識を育む事業を実施した。町会・自治会へのコミュニティ活動活性化助成金による財政的支援とともに、町会・自治会連絡会の開催等、地域活動の情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
「公民館だより」を1回発行し、子育てに関連する公民館事業の周知や、団体の紹介を行った。	B	前年度と同程度の事業内容のため
団体同士の情報共有・交換、交流を深めることを目的として、団体交流事業（全3回）や団体間の連絡会開催等の支援を行った。	A	新たな連絡会の立上げに繋げることができたため
前年度に引続き、社会教育関係団体及び体育協会所属の連盟等主催の催し及び大会の後援名義等使用の承認、各種施設使用料の減額、各事業の情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
年間を通してイベントを開催した。国際交流協会会員交流会を実施し、交流及び事業に関する意見交換を実施した。	B	前年度事業の継続のため

平成 30 年度実績	評価	評価理由
男女共同参画推進委員会だよりにおいて、身近な男女共同参画を支える取組みとして、地域に開かれた誰でも来ることのできる食堂“共生食堂”を紹介し、市内に配布した。	B	前年度事業の継続のため

No.	事業名	概要・目標	担当課
15	<p>家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発</p>	<p>子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供・相談窓口の充実、ママパパ学級の実施等により普及啓発</p>	<p>高齢障がい課 健康推進課 子育て支援課</p>
16	<p>両性の尊重と性に関わる教育の推進</p>	<p>人権教育、家庭における両性の尊重と性に関わる指導の実施</p>	<p>指導室</p>

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>「みんなのあんしん介護保険」「シルバーガイドブック」「障がい者のしおり」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。また、高齢者や障がい者介護の相談の際、男女共同責任分担についての情報提供や促し等を行い、普及促進を行った。（高齢障がい課）</p> <p>ママパパ学級を引続き開催した。</p> <p>開催回数：12回（1回につき3日間）</p> <p>参加者数：母 延べ376名・父 延べ170名（健康推進課）</p> <p>子育てガイドブックにおいてママパパ学級の紹介を行ったほか、父子健康手帳のコラムを掲載した。また、父親と子ども対象の子育て講座「パパと一緒にベビーマッサージ」及び新たに父親向けの「ノーバディーズパーフェクトプログラム」を実施した。（子育て支援課）</p>	A	父親向けの新規事業を開催したため
<p>市立学校において、心身の発達段階等を踏まえ、教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮した指導や活動の場面等を確保した。また、狛江市教職員全体研修（平成31年4月開催）においてLGBTに関する内容を取り上げるにあたり、平成30年度中に指導資料を学校に再配布し、研修効果を高め、効果的に指導に生かせるようにした。</p>	B	前年度と同程度の事業内容のため

(5) 男女共同参画社会の形成

市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
17	男女共同参画に関する市民意識調査	計画見直し時期に実施	政策室
18	国、都、他の自治体等の資料収集	国・都・他の自治体からの資料収集、配布	政策室
19	広報こまえによる男女共同参画に関する広報	情報提供のため広報こまえへ掲載	政策室
20	男女共同参画施策推進状況の調査	毎年度、事業実績の調査と評価を実施	政策室
21	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	研修、講演会、会議の参加及び情報交換、他自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進 法整備については必要な際に要請	政策室
22	男女共同参画についての標語等の募集	市民が男女共同参画に親しむシンボルマークや標語等を募集	政策室

平成 30 年度実績	評価	評価理由
計画見直し時期ではないため実施せず。平成 31 年度計画改定に向けて実施する予定。	—	—
国、都、他自治体等からの資料を、庁舎 2 階男女共同参画コーナー等を利用し配布した。	B	前年度事業の継続のため
フォーラム等事業の広報記事を掲載するとともに、男女共同参画週間の関連記事を掲載し、広報した。	B	前年度事業の継続のため
男女共同参画推進計画庁内推進会議委員が中心となり、事業実績等を調査し、まとめた。	B	前年度事業の継続のため
小金井市、国立市と連携し多摩 3 市男女共同参画推進共同研究会として活動した。また、市町村連絡会等へ出席し意見交換を行った。	B	前年度事業の継続のため
市としてシンボルマーク等の募集は行わなかったが、内閣府の募集した男女共同参画キャッチフレーズをパネル展において紹介した。	B	前年度事業の継続のため

基本目標２ 人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障がい等による差別、偏見のない社会の実現が求められます。

あらゆる暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、人権の侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。

女性も男性も互いの特質を十分に理解し合い、思いやりのある社会こそ男女共同参画社会であると考えます。また、性同一性障害等の性的マイノリティへの配慮等、性の多様性を認め合うことも大切です。

【施策】

(1) 法・制度等の周知・普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
23	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
24	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまえ、ホームページを活用した積極的な情報提供 各課から情報を収集し、関連記事を報道機関に提供	秘書広報室

◇性的マイノリティ

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

◇セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

<基本目標2の各課事業の評価集計>

A 進んだ	2
B 現状維持	11
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	13

<総括>

- ・情報発信の手段としてSNSの活用が充実しているが、各媒体を活用した情報発信が進むとよい。
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止等含め、男女共同参画を推進する立場にある職員への意識啓発のための研修については継続的に機会を設ける。
- ・啓発活動、各種相談や健康支援については継続して実施している。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
国、都から資料の送付があった際に配布した。	B	前年度事業の継続のため
広報こまえ、市ホームページ、ツイッター・フェイスブック、デジタルサイネージ（計 10 か所）を利用した情報発信を継続して行った。 SNSでは新たにInstagramを開設し、写真を利用した情報発信を行った。	A	Instagramを開設したため

◇デジタルサイネージ

屋外・店頭・交通機関等、あらゆる場所で、ディスプレイ等で電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称です。

(2) 人権意識の啓発

ドメスティック・バイオレンスやストーカー、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉等の場における男女共同参画に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止等の啓発に取り組みます。

また市民のメディア・リテラシーを育成し、男女共同参画の視点にたち情報を取捨選択することが大切です。

No.	事業名	概要・目標	担当課
25	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
26	男女共同参画に関する人権意識の啓発	人権週間等を利用し、パネル展示や催し開催等、啓発を実施	政策室
27	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策(新規)	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、様々な虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
28	メディア・リテラシー(情報活用能力)の普及	人権尊重の視点にたち情報を取捨選択する能力及、男女共同参画の視点に立った広報こまめや行政資料の発行	秘書広報室 政策室

◇メディア・リテラシー(情報活用能力)

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>職員を中心に「パパの働き方革命～ワーク・ライフマネジメント実践講座～」をテーマに研修を実施した。[参加者 31 名（事務局・男女共同参画推進委員長含む）]（政策室・職員課）ハラスメントが行われることのない職場環境づくりを推進するため「ハラスメント防止研修」（参加者 27 名）及び「ハラスメント防止講演会」（参加者 74 名）を実施した。（職員課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>人権パネル展開催時に男女共同参画パネル展も同時開催し、6月の男女共同参画週間にあわせて実施したシールアンケートの結果を掲示した。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、関係各課で情報を共有した。また、連絡会内で東京ウィメンズプラザによる DV 対応と基礎知識に関する研修を実施した。</p>	A	連絡会内で研修を実施することにより、職員の基礎知識の強化等を図ることができたため
<p>広報こまへのアンケート掲載にあたり、性別記入欄を自由記述とした。（秘書広報室） 記事を掲載するにあたって、男女共同参画の視点をもって掲載するよう努めた。（政策室）</p>	B	前年度と同程度の事業内容のため

(3) 相談体制の強化

男女共同参画を阻む様々な問題に関して相談を受け付ける身近な窓口を設置し、被害者への支援、精神的なケアを実施するとともに、日々の暮らしの中に潜む人権侵害の防止につながります。

あわせて、専門相談体制の整備や充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
29	女性問題担当窓口・女性相談の強化	女性悩みごと相談や母子・女性相談の実施と充実	政策室 子育て支援課
30	暴力等の人権相談の充実	人権身の上相談の実施と充実	政策室

(4) 生涯を通じた男女の健康支援

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、自分の身体や性について十分に理解し自己決定していくことが大切であり、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

妊娠、出産等、女性特有の健康上の問題について適切な保健事業を推進するとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
31	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課

◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等、幅広く性に関する健康について含まれています。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>毎月第 2・4 水曜日にカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施。6・11 月には夜間相談を実施した。また、女性トイレに相談窓口の案内リーフレットを置くことで周知を図った。（政策室）</p> <p>婦人相談員による窓口対応及び電話相談対応を中心に、必要に応じて家庭訪問、関係機関との連携により、相談援助を行った。（子育て支援課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>毎月第 3 木曜日に人権擁護委員による人権身の上相談を実施した。</p> <p>相談件数 8 件</p>	B	前年度事業の継続のため

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>内容に応じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの必要性を踏まえた健康相談及び健康教育を実施した。</p> <p>ママパパ学級の開催回数は、No.15 に同じである。</p>	B	前年度事業の継続のため

No.	事業名	概要・目標	担当課
32	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
33	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
34	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、様々な方法で保健指導の実施と充実	健康推進課
35	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
市立小中学校において、体育・保健体育科における保健学習の充実及び指導計画に基づき指導を実施した。また改訂された「性教育の手引」を参考に、養護教諭との連携も図り、指導の充実に努めた。	B	前年度事業の継続のため
健康相談事業については、必要に応じて随時実施した。	B	前年度事業の継続のため
<p>様々な方法により保健指導を実施した。</p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問件数 608 件</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>様々な健診を行い、保健事業を推進した。</p> <p>特定健康診査 男性 2,687 名・女性 3,752 名</p> <p>健康診査 (後期高齢者) 男性 2,092 名・女性 3,224 名</p> <p>(生保) 男性 122 名・女性 130 名</p> <p>胃がん検診 男性 478 名・女性 634 名</p> <p>肺がん検診 男性 624 名・女性 840 名</p> <p>大腸がん検診 男性 1,799 名・女性 2,448 名</p> <p>乳がん検診 女性 902 名</p> <p>子宮がん検診 女性 892 名</p> <p>前立腺がん検診 男性 2,387 名</p> <p>胃がんリスク検査 男性 116 名・女性 190 名</p> <p>骨粗しょう症検査 女性 583 名</p>	B	前年度事業の継続のため

狛江市配偶者暴力対策基本計画

＜計画の基本的視点＞

- ①DVはどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- ②DVの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- ③地域課題に則したきめ細かな取組みの推進
- ④既存のセーフティーネット制度の活用
- ⑤東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

【施策】

(1) DVの予防のための取組み

DVを根絶させるためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
36	DV防止のための広報啓発活動の普及	DVの背景、実態を理解するため、様々な機会を通じて広報啓発活動を普及	政策室
37	デートDVに関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室
38	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室

<配偶者暴力対策基本計画の各課事業の評価集計>

A 進んだ	0
B 現状維持	13
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	13

<総括>

- ・デートDVについては、継続的に実施している狛江高校生へのアンケートの設問に含め、その結果をポスターとして作成し、高校へ掲示してもらう等若い世代への啓発に繋げている。また、男女共同参画週間に、パネル展のテーマとして取り上げる等機会を通じて周知が図られている。
- ・DV被害者等に対しては、婦人相談員による相談や支援、また、関係機関との連携により、安全確保・自立支援が図られている。
- ・二次被害の防止のため、庁内で情報共有・連携が引続き重要である。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
狛江高校3年生へ男女共同参画に関するアンケート調査を実施し、その中にデートDVに関する質問を入れた。また、結果に基づいた啓発ポスターにデートDVについての内容を盛り込んだ。	B	前年度事業の継続のため
No.36 に同じ。 男女共同参画週間の際、デートDVをテーマにパネル展を行った。また、庁舎や公民館の女性トイレに都が作成したデートDV 防止啓発カードを設置し、資料等の配布を行った。	B	前年度事業の継続のため
昨年度に引続き「狛江市いじめ防止基本方針」に基づく施策・取組みを推進するとともに、東京都教育委員会事業「ふれあい（いじめ防止）月間」に年2回取り組み、問題行動等に対してきめ細かく指導が行えるよう校長会、副校長会、生活指導主任会等で指導のポイントを周知した。また各学校や教育研究所等の相談機関と連携し、組織的にいじめ等問題行動の早期発見・早期対応がなされるよう努めるとともに、必要に応じて解決に向けた取組みについて、指導・助言を行った。	B	前年度事業の継続のため

(2) DV被害者の安全確保と自立支援

DVは、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

DVを発見し情報提供してもらうためには、学校や児童相談所、民生・児童委員、町会・自治会、相談窓口、医師会等の関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上で市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護等、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行います。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
39	関係機関等による情報提供の周知、健診等を通じた早期発見と対応	DV発見や被害者からの相談に関する情報提供について、市民や医療、福祉、教育、相談窓口等の関係者への理解と浸透	政策室 子育て支援課
40	被害者の安全確保	既存の一時保護避難場所との連携	子育て支援課
41	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子育て支援課
42	民間シェルターへの支援の検討	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターへの支援を検討	子育て支援課
43	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子育て支援課
44	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取り組み強化	政策室

◇民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、関係各課で情報を共有した。（政策室） 関係機関等からの情報提供や通報・連絡を受ける窓口となった。（子育て支援課）	B	前年度事業の継続のため
婦人相談員による緊急一時保護施設への保護等、被害者への安全確保を最優先に取り組んだ。	B	前年度事業の継続のため
婦人相談員によるDV被害者及びその子どもの安全確保を最優先に取り組むとともに、関係機関等と連携して、専門職等による子どもの心理的ケアに努めた。	B	前年度事業の継続のため
関係機関との意見交換会の中で情報共有、意見交換を行ったが、実際に民間シェルターへの支援はしていない。	B	前年度事業の継続のため
婦人相談員により情報提供を行うとともに、関係機関との連携により、被害者の自立支援に努めた。	B	前年度事業の継続のため
DV 及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、被害者への対応について、事例を共有した。	B	前年度事業の継続のため

(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療において暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市、警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携し、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
45	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室 子育て支援課
46	関係機関との連携強化	学校、東京都女性センターや、医療機関や警察等との連絡体制の連携	子育て支援課
47	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室 子育て支援課
48	配偶者暴力相談支援センター機能の検討(新規)	配偶者暴力相談支援センター機能について研究と整備の検討	政策室

◇配偶者暴力相談支援センター

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、DV被害者支援のための拠点です。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>広報こまえや市ホームページ、庁舎2階男女共同参画コーナー、公共施設トイレ内掲示板にて周知した。また、DV及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会において、庁内窓口担当部署との情報共有を行い、相談窓口の充実を図った。(政策室・子育て支援課)</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>東京都女性相談センターをはじめ、管内警察署等との情報交換会を通して情報共有・意見交換を行った。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>DV及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会において、庁内窓口担当部署との情報共有を図った。(政策室) 婦人相談員による相談対応において、庁内関係部署との連携を図った。(子育て支援課)</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>情報収集や関係課との情報交換を行った。</p>	B	前年度事業の継続のため

基本目標3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり

男女共同参画社会を実現するために、政治分野、行政分野、地域活動等における、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画を進めます。

【施策】

(1) 市政・行政分野における男女共同参画

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

また、行政が自ら積極的な男女共同参画を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の登用に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成とならないよう、是正措置を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
49	市政に参画する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等により情報提供	政策室
50	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室
51	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課

<基本目標3の各課事業の評価集計>

A 進んだ	1
B 現状維持	5
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	6

<総括>

- 市政への参画を促すための情報提供、無作為抽出による審議会等の委員の選任等を行っているが、両性の委員の確保についての目標値実現に向けた更なる努力が必要である。
- 市女性職員の管理職登用の促進については、自身のキャリアビジョンを構築する機会となる研修等を通して、イメージを掴むことが重要である。また、出産等により働き方が変動しやすい女性職員の働きやすい職場づくりに向けても、継続的な取り組みが必要である。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
無作為抽出による審議会公募市民委員の選任を行った。 市民委員の募集、審議会等の開催予定等の情報を、広報こまえ、市ホームページに掲載した。また、市民モニターへの情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
委員の男女比は、男性 401 名（70.2%）、女性 170 名（29.8%）（平成 31 年 3 月時点）。	B	両性の委員を確保しているものの、前年度と同水準であり、目標値には達していないため
女性職員が自身のキャリアビジョンを構築し意識改革を図ることを目的とした、女性職員キャリアデザイン研修を実施した。（参加者 11 名） 平成 30 年度中、女性職員の管理職昇任者が 2 名、係長職昇任者が 1 名いた。また、管理職昇任試験に 1 名の女性合格者がいた。（平成 31 年 4 月 1 日付け昇任）	A	女性職員の管理職昇任者が 2 名、係長職昇任者が 1 名、女性職員の管理職昇任試験合格者が 1 名いたため

(2) 地域活動における男女共同参画

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、N GO・NPOや市民団体の活動を支援します。

また、地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた取組みを推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
52	NGO、NPO、市民活動団体への支援や参加促進	関連記事を広報やホームページに掲載し活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室 地域活性課
53	地域活動を担う女性リーダーの育成促進（新規）	自治会等への働きかけやリーダー講習会等の情報提供・実施	政策室
54	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進（新規）	男女のニーズの違いに配慮し、女性の意見の反映を促進し、男女双方の視点に基づいた避難所運営や備蓄品の整備	安心安全課

◇NGO

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力を携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

◇NPO

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>市民活動支援センターにて、相談窓口での個別情報提供や施設内への情報コーナーの設置のほか、センターのホームページによる情報提供を行った。（政策室）</p> <p>「市民公益活動事業補助金」により引続き団体活動の財政的支援を実施するとともに、市民活動・生活情報誌「わっこ」及び生涯学習サイト「こまなび電子版」によるイベント情報、団体情報の紹介を実施し市民活動団体への支援や参加促進を行った。（地域活性化課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>「第3回 狛江☆サミット」（参加と協働市民フォーラム）を行い、女性を含む地域で活躍している方の話を聞く機会を設けた。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>防災講演会として、女性・乳幼児とその保護者・障がい児・アレルギー患者の視点で考える「これまで気付かれなかった避難所の課題」、子育て世代向け「地域で考える防災」を開催した。</p>	B	前年度に引続き、女性視点での防災講演会を開催し、防災意識の向上を図ったため

基本目標4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに個性や能力を発揮し、自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや介護等の仕事以外の生活との両立ができる社会にするためには、働き方の見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにします。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものです。市は、ジェンダー（社会的性別）による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、男女が自らの働き方を見直し、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進について理解し、その取組みを促進するための支援が重要であると考えます。

女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で重要な課題であり、特に子育て中の女性が新たに就労しようとしても困難な状況があります。就労に関わる情報提供と女性の能力発揮の支援を図り、男女一人ひとりが自由に生き方を選択できる社会の形成を推進していきます。

【施策】

（1）法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
55	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室 地域活性課

◇ジェンダー

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

<基本目標4の各課事業の評価集計>

A 進んだ	1
B 現状維持	9
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	10

<総括>

<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向けの「こまえ子育てねっと」や情報誌、パンフレット等でワーク・ライフ・バランスについての情報提供により啓発を行っている。啓発に加えて、誰もが多様な働き方・生き方を実現するための取組み・支援が課題である。 ・前年度の試行を踏まえ、市民相談に新たに労働相談を月1回設置し、相談体制の充実を図った。 ・起業、再就職、職業能力の向上に向けた支援については、継続的に実施している。

平成30年度実績	評価	評価理由
国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。(政策室) 東京都労働相談情報センターによるセミナーが2回開催され、共催した。(地域活性課)	B	前年度事業の継続のため

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

市民に対する講習会の実施や労働者の権利が確保されるよう相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
56	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報収集・提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課 子育て支援課
57	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>講演会において、家庭における役割分担等の話を紹介し、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供した。また、他市と連携し、若者に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発について情報収集を行った。（政策室）</p> <p>国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。（地域活性課）</p> <p>こまえ子育てねっとにワーク・ライフ・バランスのページを設け、制度の紹介やイベント・講座の情報集約を図った。（子育て支援課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>法律相談等を開催した。新たに労働相談を毎月1回市民相談として行い、労働に関する相談の窓口を設けた。（秘書広報室）</p> <p>東京都労働相談情報センターによるセミナーが2回開催され、共催した。（地域活性課）</p>	A	新たに労働相談を設けたため

(3) 事業者等への情報提供と連携強化

育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、事業者への普及促進事業を推進し、企業の積極的な取組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
58	事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
59	アンパイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる普及啓発	パンフレット・資料の情報提供や自営業者に対する講習会の実施	地域活性課
60	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

(4) チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ講習、また起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

No.	事業名	概要・目標	担当課
61	起業支援の情報の提供	起業相談の情報提供・実施	地域活性課
62	再就職希望者への自己啓発の支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
63	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
64	職業能力向上に向けた機会・情報提供	スキルアップ講習会の実施、情報提供	地域活性課

◇アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため
窓口にて相談があった際に、農林水産省が定めた家族経営協定について説明できる体制を取っている。また、JAマインズを通じて農業者に対してチラシによる普及啓発を行った。	B	前年度事業の継続のため
適宜情報交換を行った。	B	前年度事業の継続のため

平成 30 年度実績	評価	評価理由
国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。また、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野の知識を習得できる講座「狛江市創業スクール」を開催した（全5回、参加者 男性8名、女性7名）。	B	前年度事業の継続のため
就職活動に関するセミナーについて、対象を絞り、6回に分けて実施した。中高年向け（参加者38名）、女性向け（連続3回、参加者 延べ81名）、一般向け（参加者24名）、若年者向け（参加者13名）。	B	前年度事業の継続のため
No.62 に同じ。	B	前年度事業の継続のため
No.62 に同じ。	B	前年度事業の継続のため

基本目標5 子育て・介護を支える環境の充実

いつでも、誰もが子どもを産み育てることができる子育て環境を整備するとともに、地域活動や就労と介護の両立ができる社会をめざします。

子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう環境整備を図るとともに、地域全体での支援体制を充実していきます。

【施策】

(1) 子育てサービスの充実

市は、狛江市子ども・子育て支援事業計画等を推進し、待機児の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施します。

子育て支援をテーマとした講座の実施や、広報紙やホームページ、子育てに関するポータルサイトを活用した広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
65	子育て相談	子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化 市内施設での相談の実施	子育て支援課 児童青少年課
66	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育・産休明け保育の充実、長時間開所保育の実施	児童青少年課

<基本目標5の各課事業の評価集計>

A 進んだ	8
B 現状維持	25
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	33

<総括>

<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引続き、保育園の新設や既存保育園の定員変更による定員増の実現、延長保育の実施等子育て環境の改善が図られた。 ・北部児童館の新設により、市北部地域における子どもの居場所を充実させることができた。 ・子育て支援情報については、ホームページやSNSの活用等時代・ターゲットに合わせた情報提供が図られている。また、子育て支援団体への支援も充実が図られた。 ・前年度に新たに開始した高齢者・障がい者への在宅支援サービスについては、引続き多様なサービスが提供されている。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>子ども家庭支援センター及び子育て支援課、和泉児童館・岩戸児童センター「子育てひろば」、学童保育所「あそびの広場」、保育園の園庭開放「おひさま」、みんなで子育て事業「野川たんぽぽひろば」において子育て相談を実施した。また、「子育て支援専門員」による巡回相談・窓口相談等も実施した。（子育て支援課・児童青少年課）</p> <p>子ども家庭支援ネットワーク会議を活用し、関係機関の連携強化を図った。（子育て支援課）</p>	B	前年度事業継続のため
<p>駒井町みんなの家開園により、産休明け保育及び 20 時 30 分までの延長保育を開始した。</p>	A	多様なニーズを反映した新設園を新たに 1 園開園し、産休明け保育を実施したため。

No.	事業名	概要・目標	担当課
67	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子育て支援課 児童青少年課
68	障がい児への支援の充実	障がい児の保育時間の延長、障がい児の受入月齢引下げ、障がい児学童保育受入の充実	児童青少年課
69	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化	児童青少年課
70	病児保育の充実	病児保育室での医師・保育士等の連携	子育て支援課
71	私立幼稚園への助成	私立幼稚園協会等への助成	子育て支援課
72	待機児対策の推進 (新規)	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等の施設整備	児童青少年課
73	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子育て支援課 公民館

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>家庭福祉員による一時保育及び子どもショートステイを継続して実施した。(子育て支援課)</p> <p>駄倉保育園、虹のひかり保育園、めぐみの森保育園、いずみ保育園、東野川保育園みんなの家、狛江ちとせ保育園、家庭福祉員宅で引続き一時保育を実施した。(児童青少年課)</p>	B	前年度事業継続のため
<p>障がい児の受入に関しては、保護者の方との面談の上、体制を整えている。認可保育園では、障害者手帳、診断書や意見書により、25名の児童について受入を行っている。学童保育所においても、障害者手帳や診断書により、2名の児童の受入を行っている。</p>	B	前年度と同程度の事業内容のため
<p>地域の子育て拠点の整備が要望されていた北部地域に、北部児童館(愛称:こまっこ児童館)を整備した。</p>	A	新たに児童館を整備したため
<p>狛江すこやか病児保育室にて事業を継続して実施した。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>私立幼稚園協会を通して、教職員への研修、園児の衛生管理、心身障害児保育事業等に関する補助を行い、私立幼稚園の環境向上に繋げた。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>認可保育園1園の開設と既存保育園の定員変更等により定員124名増を実現し、平成31年4月1日現在の待機児が前年度の75名から7名減の68名となった。</p>	A	新設園等による定員増が図られたため
<p>引続き年間4回の子育て講座を実施した。(子育て支援課)</p> <p>乳幼児とその保護者を対象とした女性セミナー「親子でリトミック」を全3回、「子育てについて考える」を全11回開催した(参加者数はNo.4と同じ)。また、保護者の交流の場として「いきいき子育てルーム」を全41回(参加者延べ850名)、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」を全68回開催した。(参加者数はNo.4と同じ)(公民館)</p>	B	前年度と同程度の事業内容のため

No.	事業名	概要・目標	担当課
74	子育て支援広報	広報紙、ホームページ等を通じた子育て支援情報の掲載、子育てに関するポータルサイトの拡充	子育て支援課

(2) 介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、狛江市障害者計画・障害福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正な運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
75	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
76	介護保険制度の周知	パンフレットの配布・まなび講座を実施	高齢障がい課
77	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関と連絡調整・地域ケア会議開催	高齢障がい課
78	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
79	家族介護者への支援（新規）	介護講習会の開催や家族・介護者のつどいの支援、家族介護者の相談事業の実施	高齢障がい課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
前年度途中にリニューアルした子育てポータルサイトを本格活用した。またツイッターは、サイトのキャラクターで発信することで親しみ易さが生まれ、フォロワー数が約 300 件増加した。	A	ツイッターのフォロワー数が増加したため

平成 30 年度実績	評価	評価理由
平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護保険事業者によるサービスのほか、住民ボランティア等を加えた多様なサービス（訪問型サービス、通所型サービス）を実施した。	B	前年度事業の継続のため
介護保険制度で 1 号被保険者となる 65 歳の方を対象に介護保険への理解を深めてもらうため、65 歳到達時の約 1 ヶ月前までに介護保険パンフレットを送付した。 「認定ヘルパー研修」において、介護保険制度の周知をした。（年 3 回）	B	前年度事業の継続のため
機能強化型地域包括支援センターの人員増を継続し、引続き市内 3 センターの機能強化を図った。	B	前年度事業の継続のため
障害福祉サービスの提供や緊急一時保護事業（在宅）、重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の実施により、介護を支える環境の充実に貢献した。また、訪問入浴サービス費支給事業では利用者が 2 名増加し、4 名となった。	B	前年度事業の継続のため
介護者の会は市内 3 か所において毎月、市内 2 か所において隔月開催した。介護者支援事業の周知のため、介護におけるより良い介助方法を学ぶ「介護者のつどい」を開催した（参加者 38 名）。介護者サポーター養成講座（3 回連続講座）、認知症介護指導者による相談会を年 4 回、サポーターのフォローアップのための研修会を年 4 回、ネットワーク構築のための連絡会を年 2 回実施した。	B	前年度事業の継続のため

(3) 人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。男性保育士や男性ボランティア等の充実も図り、社会全体で支える仕組みを強化します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
80	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、障がいに関する講座等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	地域福祉課 高齢障がい課 子育て支援課
81	男性保育士の確保	男女を対象に平等・公正に保育士を採用、保育士募集における男性への働きかけ	職員課 児童青少年課
82	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	福祉系大学実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課 高齢障がい課
83	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童青少年課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>笑顔サービス事業を実施した。協力会員数 93 名（平成 31 年 3 月 31 日時点）。（地域福祉課）</p> <p>視覚に障がいのある方への情報保障の支援を行うボランティア向けの講習会を行った。（音訳講習会参加者 14 名）（高齢障がい課）</p> <p>子育てボランティア講座を開催した。参加者 4 名（子育て支援課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>保育士の採用試験を実施し、男性職員 1 名を採用した。（職員課）</p> <p>嘱託職員の採用について、引続き平等・公正に選考を行った。（児童青少年課）</p>	A	男性職員 1 名を採用したため
<p>大学の依頼を受けて、社会福祉士を目指す学生に対し、資格の取得に必須である社会福祉士相談援助実習を平成 30 年 8 月から 12 月にかけて、法政大学（男性 1 名）、日本社会事業大学（男性 1 名）、杏林大学（男性 1 名・女性 1 名）の計 4 名に対し行った。（福祉相談課）</p> <p>知的障がい者向けのガイドヘルパー（移動支援従業者養成）研修を実施（受講者数 11 名）、また、認定ヘルパー研修（介護保険の要支援者等に必要な家事を提供する訪問型サービスのヘルパーの養成）を全 3 回（受講者数 27 名）実施した。（高齢障がい課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>認可保育園で実施している巡回相談を新設の私立保育園においても実施し、専門家からの指導助言を受けた。また継続事業として、あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」での保育実践研修や、公立 4 園合同研修を実施した。</p>	A	新たに私立保育園 1 か所で巡回相談を開始したため

(4) 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるような環境を整備し、道路や住宅のバリアフリー化の整備を推進し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
84	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等が暮らしやすい環境を推進する場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
85	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
86	福祉のまちづくりの普及・推進 (新規)	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	地域福祉課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
<p>あいとぴあセンター内において、入浴・レクリエーションの場として老人福祉センターの運営を行っている（利用者数延べ 13,590 名）。4 月～5 月が改修工事中であったため、改修以前の利用数より減少しているが、改修完了後、月の利用数は例年通りとなっている。また、障害者福祉センターとして相談や訓練、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、利用者は昨年度より増加した。（利用者数延べ 10,066 名 ※サポートでの相談事業の利用者も含む）。（高齢障がい課）</p> <p>あいとぴあセンターのバリアフリー対応については建設時に対応済。（健康推進課）</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>介護保険制度における住宅改修及び高齢者施策における自立支援住宅改修費給付において住宅のバリアフリー化を推進した。また、福祉的な視点を養うため事業所向けに研修会を開催した。</p> <p>在宅の重度身体障がい者（児）に対しては、玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、在宅生活の支援や日常生活の利便を図り、住宅のバリアフリー化を推進した。さらに相談等により最適なサービスを受けられるよう各制度の説明を行った。</p>	B	前年度事業の継続のため
<p>市内で建物を建設・改修する事業者に対し、各課協議を通じて、福祉環境整備基準の遵守と福祉環境整備基準適合証の取得に努めてもらうよう要請した。</p> <p>福祉環境整備基準適合証の取得施設 2か所 （北部児童館、第五小学校放課後クラブ・第五小学校 KoKoA）</p> <p>みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金についての周知を行った。</p> <p>助成実績 1 件</p>	B	前年度事業の継続のため

(5) 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
87	保健センターの充実	健康に関する事業の充実	健康推進課
88	老人福祉センターの充実	老人福祉センター事業の充実	高齢障がい課
89	障害者福祉センターの充実	水泳教室、給食サービス、療育相談、その他相談事業等の実施	高齢障がい課
90	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
91	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとぴあセンター内のボランティアセンター等において福祉推進団体の活動の場を確保	政策室

平成 30 年度実績	評価	評価理由
保健センターで実施する、健診事業、予防事業、運動事業について、受託事業者との連携を図りながら事業を実施した。	B	前年度事業の継続のため
あいとぴあセンター内において、入浴・レクリエーションの場として老人福祉センターの運営を行っている（利用者数延べ 13,590 名）。4 月～5 月が改修工事中であったため、改修以前の利用数より減少しているが、改修完了後、月の利用数は例年通りとなっている。	B	前年度事業の継続のため
就労支援センターサポートにて障がい者の就労支援、生活支援を行った。 就労支援 3,863 件 生活支援 821 件 あいとぴあセンター内のプール施設をレクリエーション・機能訓練の場として提供した。 利用者数 延べ 5,382 名	B	前年度事業の継続のため
狛江市内の 3 つの相談支援事業所との連絡会に、月 2 回参加した。また相談支援事業所「リヒト」と月 1 回の連絡調整会議に出席した。	B	回数については増加し、その状態を継続しているため
福祉推進団体の連絡会、打合せ等の場として、市民活動支援センターが利用された。	B	前年度事業の継続のため

(6) 地域で活動・交流できる場づくり

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者等の生きがいづくりと能力活用を進めます。

また、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
92	市民農園の活用	市民農園の充実、シルバー区画と福社区画を設置	地域活性課
93	高齢者の能力開発講座の実施	多様な能力開発講座の実施	公民館
94	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
95	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室・大会の実施	社会教育課
96	子育てカフェ等の子育て世代の交流の場づくりの支援	母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等ができる場づくりへの支援	子育て支援課 児童青少年課
97	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子育て支援課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
全 310 区画のうち、85 区画をシルバー区画、2 区画を福祉区画として設置。全区画が活用された。30 年度は新規の優先枠を 4 区画設けた。 また、市民農園現地指導を年 1 回行い、利用者の支援を行った。	B	前年度事業の継続のため
こまえ市民大学を全 26 回（参加者延べ 1,076 名）、市民ゼミナールを全 7 回（参加者延べ 69 名）、パソコン講座を全 2 回（参加者延べ 50 名）開催した。	B	前年度と同程度の事業内容のため
「健康ガイド」「しょくいくガイド」のほか各種事業における通知、郵送（配布）、「母子健康手帳」等の配布を行った。	B	前年度事業の継続のため
前年度に引続き、成人や小・中学生を対象にした「成人スポーツ教室」「青少年スポーツ教室」「少年少女スポーツ大会」「スキルアップ教室（30 年度はスキルアップラグビー・タグラグビー教室を実施）」、市民を対象に「市民スポーツ大会」「市民スポーツデー」を実施した。	B	前年度と同程度の事業内容のため
子育て世代の交流の場として子ども家庭支援センター、野川たんぼひろばを実施した。新規事業として、子ども食堂（2 団体）へ事業費を補助した。（子育て支援課） 常設プレーパークとして、週 4 回の実施により、延べ 1 万名を超える 11,593 名の利用があった。（児童青少年課）	A	子ども食堂へ事業費を補助できたため
新規事業として子ども食堂への補助事業を開始した。また、子ども食堂 3 団体を含め、合計 7 団体を共催及び後援した。	A	補助による支援を開始し、また、共催等の団体数が増加したため

基本目標6 男女共同参画推進のための体制の強化

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者とともに、男女共同参画を実践します。

また、国、東京都、他自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を図ります。

【施策】

(1) 推進体制強化に向けた取組み

男女共同参画施策・事業を着実に推進していくために、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

また、市民参加による計画の推進のため、男女共同参画推進委員会の取組みを推進するとともに、市、事業者や関係団体との連携を強化、市民への効果的な周知・普及を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
98	男女共同参画推進委員会の活動推進 (新規)	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
99	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室
100	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画の推進本部と推進会議の機能充実	政策室
101	市民への男女共同参画推進計画の周知 (新規)	多くの市民が男女共同参画推進計画の取組みを知る機会を提供	政策室

<基本目標6の各課事業の評価集計>

A 進んだ	1
B 現状維持	5
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	0
計	6

<総括>

- ・男女共同参画推進委員会において、講演会の実施等継続的な取組みにより推進が図られた。
- ・年次有給休暇の平均取得日数や男性の育児休業取得率は増加しており、時間外勤務の総時間数については前年度より減少している点はそれぞれ評価できる。今後は、男性の育児休業取得日数の増等、引続き取組みが必要である。

平成 30 年度実績	評価	評価理由
委員会は年4回開催。平成31年1月に講演会を開催。また、情報誌を発行した。	B	前年度事業の継続のため
チラシ配布や情報共有等を通じて関係団体と連携した。	B	前年度事業の継続のため
男女共同参画推進計画庁内推進本部及び推進会議を開催した。	B	前年度事業の継続のため
市ホームページ上で周知した。また、男女共同参画週間パネル展にて閲覧可能とした。	B	前年度と同程度の事業内容のため

(2) 狛江市の取組み

市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市役所が市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みを進めていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
102	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	一般行政職における女性割合の30%確保、あらゆる職場において男女のバランスのとれた配置	職員課
103	庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発、育児・介護休業の取得率促進、時間外勤務の縮減	職員課

平成 30 年度実績	評価	評価理由
平成 31 年 4 月 1 日時点での一般行政職における女性職員の割合約 36%（前年度と比較して横ばい）	B	前年度と比較して横ばいのため
<p>ノー残業デーの更なる徹底、絶対退庁時間の設定、月 45 時間を超えて時間外勤務を行った職員がいた職場の所属長に対して、提出制度を実施した。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスについて理解を深め、仕事と家庭・私生活の調和を考えるとともに、部下が個々の状況やライフステージに応じた働き方を実現できるよう、管理職研修を実施した。（参加者 8 名）</p> <p>男性の育児休業取得率について、30 年度は 90.9%であった。（昨年度 88.9%）また、年次有給休暇については、平均取得日数が前年度 11.9 日から 12.3 日に増加した。</p> <p>職員一人当たりの時間外勤務平均時間数については、前年度 119.4 時間から 113.2 時間に減少し、全体の総時間数については、2,159 時間減少した。</p>	A	年次有給休暇の平均取得日数や男性の育児休業取得率が増加し、時間外勤務の総時間数が減少したため

資料編

- ◇ 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱
- ◇ 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱
- ◇ 庁内推進本部・庁内推進会議開催経過
- ◇ 庁内推進本部員名簿
- ◇ 庁内推進会議委員名簿
- ◇ 用語解説

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

平成22年9月10日要綱第89号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

平成26年4月14日要綱第65号

平成27年3月30日要綱第35号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市男女共同参画推進計画の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は、企画財政部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、部員の互選によって定める。
- 4 部員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 本部会議の議事は、出席部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部設置要綱（平成13年要綱第37号）は、廃止する。

付 則（平成24年3月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年 4 月14日要綱第65号）
 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。
 付 則（平成27年 3 月30日要綱第35号）
 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画財政部	秘書広報室長，政策室長
総務部	安心安全課長，職員課長
市民生活部	地域活性課長
福祉保健部	地域福祉課長，福祉相談課長，高齢障がい課長，健康推進課長
児童青少年部	子育て支援課長，児童青少年課長
教育部	指導室長，社会教育課長，公民館長，図書館長

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

平成22年9月10日要綱第90号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

平成25年9月3日要綱第121号

平成26年4月14日要綱第65号

平成27年3月30日要綱第36号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市男女共同参画推進計画を全庁的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市男女共同参画推進計画の推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- (3) 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、別表に定める男女共同参画関連施策を担当する課の職員の中から市長が任命する委員をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱（平成13年要綱第36号）は、廃止す

る。

付 則（平成24年 3 月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 9 月 3 日要綱第121号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年 4 月14日要綱第65号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成27年 3 月30日要綱第36号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

選出区分	選出人員
企画財政部秘書広報室	1 名
企画財政部政策室	1 名
総務部安心安全課	1 名
総務部職員課	1 名
市民生活部地域活性課	1 名
福祉保健部地域福祉課	1 名
福祉保健部福祉相談課	1 名
福祉保健部高齢障がい課	1 名
福祉保健部健康推進課	1 名
児童青少年部子育て支援課	1 名
児童青少年部児童青少年課	1 名
教育部指導室	1 名
教育部社会教育課	1 名
教育部公民館	1 名
教育部図書館	1 名
合計	15名

庁内推進本部・庁内推進会議開催経過

< 庁内推進本部 >

日程	会議	内容
令和元年 10月15日	平成31年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について ・平成30年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書について ・狛江市男女共同参画推進計画の改定について

< 庁内推進会議 >

日程	会議	内容
平成31年 3月27日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について ・計画改定に伴う市民意識調査について ・今後の予定について
令和元年 7月16日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度推進状況報告書について ・狛江市男女共同参画推進計画の改定について ・今後の予定について
令和元年 10月4日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度推進状況報告書について ・狛江市男女共同参画推進計画の改定について ・今後の予定について

※会議回数は、委員任期中の通算回数となっている。

庁内推進本部員名簿

		職名	氏名
本部長		企画財政部長	高橋 良典
本部員	1	企画財政部秘書広報室長	杉田 剛
	2	企画財政部政策室長	田部井 則人
	3	総務部安心安全課長	立道 雅央
	4	総務部職員課長	山口 敦史
	5	市民生活部地域活性課長	片岡 晋一
	6	福祉保健部地域福祉課長	岡本 起恵子
	7	福祉保健部福祉相談課長	小川 正美
	8	福祉保健部高齢障がい課長	加藤 達朗
	9	福祉保健部健康推進課長	鈴木 弘貴
	10	児童青少年部子育て支援課長	銀林 悠
	11	児童青少年部児童青少年課長	矢野 裕之
	12	教育部指導室長	小嶺 大進
	13	教育部社会教育課長	白鳥 幹明
	14	教育部公民館長	安江 真人
	15	教育部図書館長	西田 久美子

*令和元年 10月現在

庁内推進会議委員名簿（任期：平成30年10月～令和2年9月）

	所属名	氏名
1	企画財政部秘書広報室	音成 美貴
2	企画財政部政策室	石 由貴
3	総務部安心安全課	長島 幸佑
4	総務部職員課	館山 麻梨菜
5	市民生活部地域活性課	中嶋 拓也
6	福祉保健部地域福祉課	岡本 瑛
7	福祉保健部福祉相談課	木下 健大
8	福祉保健部高齢障がい課	関山 舞
9	福祉保健部健康推進課	大野 友美
10	児童青少年部子育て支援課	岡田 和実（議長）
11	児童青少年部児童青少年課	藤田 真衣
12	教育部指導室	北浦 暁光
13	教育部社会教育課	原田 章秀
14	教育部公民館	内田 駿介（副議長）
15	教育部図書館	相川 容子

令和元年10月現在

用語解説

【アンペイドワーク】

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

【NGO】

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

【NPO】

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

【ケアマネジメント】

介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供することをいいます。

【ジェンダー】

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

【スキルアップ】

仕事に必要な技術や技能をスキルといい、これを自ら磨き上げることをスキルアップといえます。現在の仕事・昇進にはもちろん、再就職や転職にもつながります。

【性的マイノリティ】

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

【セクシュアル・ハラスメント】

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力の他、性的暴力や言葉による精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、外出を制限する等の社会的暴力があります。

【デートDV】

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

【デジタルサイネージ】

屋外・店頭・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどで電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称です。

【配偶者暴力相談支援センター】

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、DV被害者支援のための拠点です。

【民間シェルター】

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

【メディア・リテラシー（情報活用能力）】

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、すべての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

【ワーク・ライフ・バランス】

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

登録番号（刊行物番号）

H31-47

平成 30 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

令和元年 11 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 90 円